

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、令和3年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
池田満正後援会	池田 満正	池田 満正	鳥取県西伯郡大山町平 295
岩永やす子後援会	岩永 尚之	岩永 安子	鳥取県鳥取市古海 1114
まえたひろのり後援会	前田 敬孝	河本 則仁	鳥取県東伯郡琴浦町徳万 657-1